



# かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



裏表紙に **QUOカード** が当たるアンケートがあるよ

## 令和6年4月1日から **合理的配慮の提供が義務化** されました！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への **合理的配慮の提供が義務化** されました。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまも、どのような取組ができるか考えていきましょう！

### 改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	<b>努力義務</b> <b>義務</b>

例えば障がいのある人が来店したときに・・・



来店の際にはご家族と一緒に来てください

### 不当な差別的取り扱い

### 禁止

- 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

### 合理的配慮の提供

### 事業者も義務

- 障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

ほしい商品があるのですが、目が見えないので売り場がわかりません。

お求めの商品の売り場まで案内しますね



# 合理的配慮の提供とは

「合理的配慮」の内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障がい特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

## 合理的配慮の提供における留意点 (対話の際に避けるべき考え方)

### 「前例がありません」

・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

### 「特別扱いできません」

・合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

### 「もし何かあったら...」

・漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。  
どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のために  
どのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

### 「障がいのある人は...」

・同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。



## 合理的配慮の具体例

合理的配慮の内容は個別の場面に応じて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、以下の例以外にも合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

### 物理的環境への配慮



飲食店で車椅子のまま着席したい

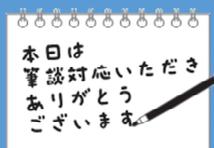


机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

### 意思疎通への配慮



難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字は読みづらい



太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

### ルール・慣行の柔軟な変更



文字の読み書きに時間がかかるため、セミナー参加中にホワイトボードを最後まで書き出すことができない。



書き出す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

合理的配慮の提供義務化についてはこちら 



当記事はリーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html) (内閣府) を加工して作成しております。

# 川西市障がい者トライアル雇用・継続雇用奨励金のご案内

障がい者雇用の理解を深め、雇用機会の拡大及び定着を図ることを目的とし、障がい者を試行雇用、継続雇用する事業主に対して奨励金を支給します。

## 川西市障がい者 トライアル雇用奨励金

国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受け、対象となる障がい者を試行雇用する事業主に対し、国の助成金支給額の1/2に相当する額を支給します。

支給要件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を試行雇用し、国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受けていること

詳細はこちら



## 川西市障がい者 継続雇用奨励金

国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用する事業主に対し、当該障がい者に支払った賃金の1/4に相当する額を支給します。

支給条件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を雇用し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用すること

詳細はこちら



お問い合わせ  
川西市役所 産業振興課  
TEL 072-740-1162

## 「障害者トライアル雇用」のご案内

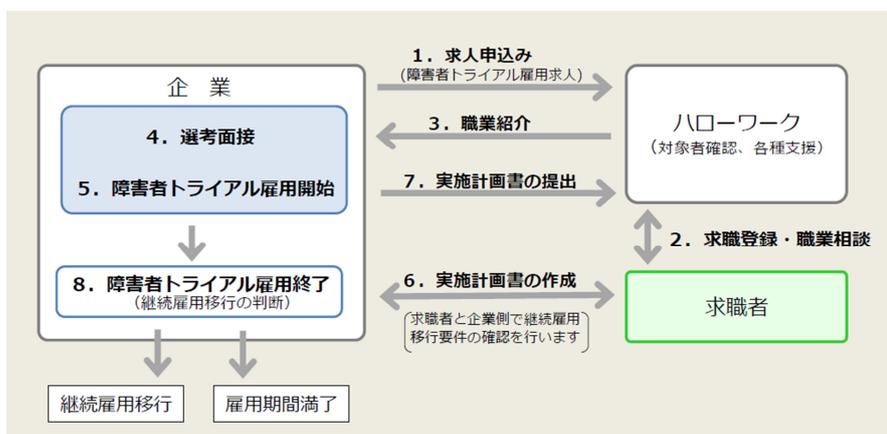
「障害者トライアル雇用」は、障がい者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。

詳しくは、事業所管轄の労働局・ハローワークへお問い合わせください。



### 「障害者トライアル雇用」の仕組み ハローワークから紹介を受けた場合



お問い合わせ  
ハローワーク伊丹 専門援助部門  
TEL 072-772-8618

# 労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されました

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働契約の締結時と 有期労働契約更新時	▶ 1 . <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の 締結時と更新時	▶ 2 . <b>更新上限</b> （通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ説明</b> することが必要です。
無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	▶ 3 . <b>無期転換申込機会</b> ▶ 4 . <b>無期転換後の労働条件</b> 無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就労の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めることとなります。

同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えると、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

## 詳しい情報や相談先はこちら

・改定事項の詳細を知りたい  
厚生労働省  
ウェブサイト

・無期転換の取組み事例や参考となる資料が欲しい  
有期契約労働者の  
無期転換ポータルサイト  
（厚生労働省）

今回の制度改正や労働条件明示  
都道府県労働局/監督課、  
全国の労働基準監督署  
労働契約に関する  
民事上の紛争について  
雇用環境・均等部(室)



厚生労働省のホームページからご確認ください👉

従業員の皆様！  
お一人おひとり  
お願いします。

## アンケートにご協力をお願いします

### 労政ニュースに関するアンケートにご協力をお願いします！

現在、川西市では 事業者・労働者のみなさまにお知らせしたい情報を盛り込んだ労政ニュースを年2回発行しています。

今後の労政ニュースをよりよいものにするために アンケートにご協力をお願いします。

抽選でQUOカード500円をプレゼント

たくさんのご回答お待ちしております。

下記、QRコードから 8月20日(火)までに入力ください。

約2~3分の簡単なアンケートです。



よろしくお願ひします



お問い合わせ  
川西市役所 産業振興課  
TEL 072-740-1162